

こころとからだにやさしいまち

別府市交通バリアフリー基本構想



平成17年3月

大分県別府市

目 次

1 . 交通バリアフリー基本構想策定の趣旨	1
1-1 基本構想策定の背景と目的	1
1-2 基本構想の位置付け	2
1-3 基本構想の対象	3
1-4 基本構想策定体制	4
(1) 策定体制づくりの考え方	4
(2) 策定体制	5
1-5 基本構想の構成	6
2 . 市民意見の反映	7
2-1 ワークショップによる検討	7
(1) 目的	7
(2) ワークショップ全体の流れ	7
(3) 第1回ワークショップ	8
(4) 第2回ワークショップ	9
(5) 第3回ワークショップ	10
(6) 第4回ワークショップ	11
2-2 課題の抽出・整理	12
2-3 市民意見募集の実施	12
3 . 交通バリアフリーの基本理念と基本方針	13
3-1 設定のプロセス	13
3-2 上位・関連計画	14
(1) 別府市総合計画(平成11年3月)	14
(2) 別府市人にやさしいまちづくり整備計画(平成7年3月)	14
(3) 別府市中心市街地活性化基本計画(平成12年3月)	14
(4) まちづくり交通計画(平成15年3月)	15
3-3 基本理念と基本方針の枠組み	17
3-4 基本理念	18
3-5 安心して利用できる空間整備の基本方針	19
3-6 全ての人が楽しめる社会環境づくりの方針	20

4 . 重点整備地区と特定経路	21
4 - 1 重点整備地区設定の考え方	21
(1) 重点整備地区の要件 (交通バリアフリー法第 2 条第 7 項各号)	21
(2) 重点整備地区設定の考え方	21
4 - 2 特定経路の設定の考え方	22
(1) 特定経路と補完経路の位置付け	22
(2) 特定経路・補完経路設定の考え方	22
4 - 3 重点整備地区と特定経路とその位置付け	23
5 . バリアフリー施策実現に向けて	29
5 - 1 バリアフリー施策実現に向けて	29
5 - 2 特定事業計画に向けた方針	30
(1) 位置付け	30
(2) 事業方針	30
(3) 実施時期	31
(4) 事業内容について	31
5 - 3 各種特定事業計画の概ねの内容	32
(1) 公共交通特定事業計画の概ねの内容	32
(2) 交通安全特定事業計画の概ねの内容	36
(3) 道路特定事業計画の概ねの内容	37
5 - 4 特定事業における留意事項	44
(1) 沿道施設への対応	44
5 - 5 ソフト施策に向けた方針	45
(1) 方針	45
(2) 施策メニューと主体	45
5 - 6 バリアフリー化事業推進システム	46
(1) バリアフリー化事業のマネジメントサイクル	46

付属資料

1 . 交通バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	付-1
2 . ワークショップ・市民意見概要	付-2
3 . 用語説明	付-10

1 . 交通バリアフリー基本構想策定の趣旨

1 - 1 基本構想策定の背景と目的

超高齢社会 の到来という避けられない社会構造の変化への危機感もあり、誰もが同じように生活・活動する社会の構築を目指すノーマライゼーション の理念が社会通念化してきています。

そして、高齢者や身体障害者等を含む全ての人々が自立した生活が送れ、社会参加できる社会の実現が求められています。

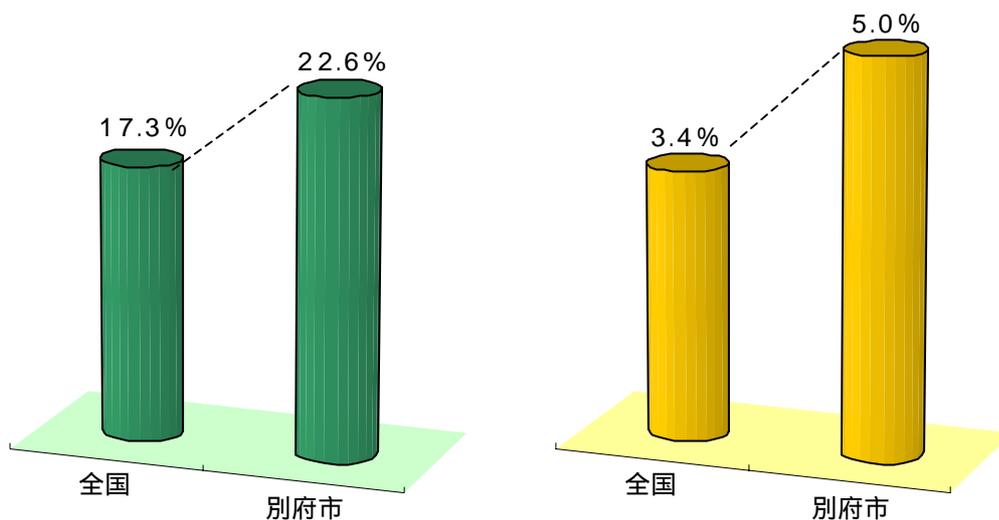
平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」いわゆる交通バリアフリー法 が施行され、バリアフリー という側面からの法律的な枠組みが整ってきています。

大分県においては、「福祉のまちづくり条例」を定めているほか、上位計画においてもバリアフリーのまちづくりを推進することについて、一定の位置付けを行っています。

このような中、本市の高齢化の進行は著しく、高齢化率（65 歳以上人口比率）は、全国の 17.3% を上回る 22.6% となっており、一足早く超高齢社会となっています。また、障害者比率（身体障害者人口比率）も、全国 3.4% を上回る 5.0% となっています。そのため、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営む環境を整備することが急務となってきました。

別府市総合計画においては、基本目標の 1 つに「健康で、安心して暮らせる福祉のまち」をかけた、福祉の取り組みなどをモデル的に展開してきましたが、環境整備を一体的に促えた計画が実現されていないのが現状です。

そこで、バリアフリーに関して、明確な基本方針のもと、効果的なバリアフリー環境を実現していくために、基本構想を策定することとなりました。



資料：平成 12 年国勢調査

高齢化率（平成 12 年）
（65 歳以上人口比率）

資料：平成 12 年国勢調査

身体障害者手帳交付台帳
障害者比率（平成 12 年）
（身体障害者人口比率）

1 - 2 基本構想の位置付け

本市で取り組む交通バリアフリー基本構想は、特定旅客施設*及びその周辺地区（重点整備地区）を主な対象としますが、特定の地区に限らず、別府市全体のバリアフリー施策を横断的、縦断的に推進していくためのリーディングプロジェクトとして位置付けます。

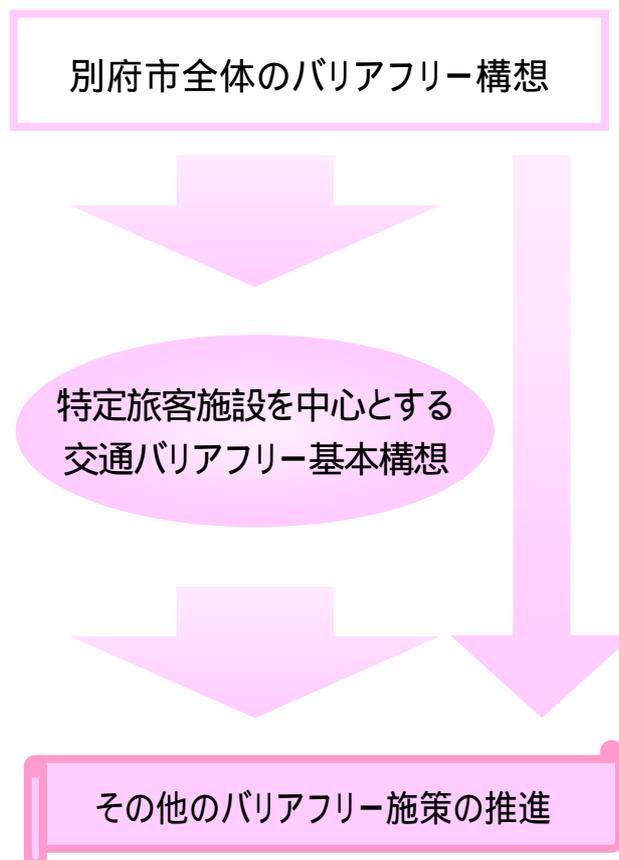
特定旅客施設*とは？

以下の要件に該当するものです

1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上の旅客施設

5,000人未満であっても、対象となる旅客施設の高齢者又は身体障害者の利用者の人数（各駅等の乗降客数×本市の高齢化率又は身体障害者率）が全国平均の高齢化率又は身体障害者率を5,000人に乗じて求めた値より大きい旅客施設

上記、のほか、旅客施設の利用状況からみて、バリアフリー化のための事業を優先的に実施する必要性が高いと認められる旅客施設



交通バリアフリー基本構想の位置付け

1-3 基本構想の対象

交通バリアフリー基本構想は、利用者の多い旅客施設（駅、フェリーターミナルなど）を特定旅客施設として、その施設を中心とした地区を対象に施設整備の方向性を定めます。

別府市の旅客施設においては、別府駅の利用者数が最も多く、特定旅客施設の要件を満たしているため、基本構想の対象としました（前頁の の要件）。

また、亀川駅の利用者数は、3千人弱/日と利用客数としては要件を満たしておりませんが、福祉のまちとして病院、学校、そして身体障害者更生援護施設 が集中していることを踏まえ、基本構想の対象としました（前頁の の要件）。

以上の2駅を主な対象としますが、バリアフリー化に向けた基本理念、目標、そして取り組みの姿勢などについては、全市を対象とします。

なお、交通バリアフリー法においては、身体障害者、高齢者、一時的移動制約者を主な対象としていますが、本基本構想においては、バリアフリーの考え方を全ての方に理解していただいたうえで、その協力のもと実施していくという考え方から、対象者を交通バリアフリー法の対象者以外にも、知的障害者、精神障害者、子供、外国人、子供連れ（乳幼児連れ、ベビーカー利用など）の方等、市内で生活する全ての方としてバリアフリーの目標及び施策を検討していくものとします。

特定旅客施設の該当要件

	要件 1日当りの 平均乗降客数 (5,000人以上)	要件 1日当り高齢者利用者数		要件 1日当り障害者利用客数	
		別府市	全国平均	別府市	全国平均
J R九州*	亀川駅	2,835	640	5,000人/日× 全国高齢者比率 = 5,000×17.34% = 867人/日	142
	別府大学駅	3,281	741		165
	別府駅	11,032	2,491		554
	東別府駅	519	117		26
別府港（国際観光港）**	2,002	452		101	5,000人/日× 全国障害者比率 = 5,000×3.38% = 169人/日
	A	A × 22.58%		A × 5.02%	

高齢化率（65歳以上人口比率）：別府市【22.58%】、全国【17.34%】

障害者比率（身体障害者人口比率）：別府市【5.02%】、全国【3.38%】

*H14実績値、**H12実績値



別府駅



亀川駅

1 - 4 基本構想策定体制

(1) 策定体制づくりの考え方

以下の視点をもって策定体制づくりを行いました。

連携のとれた策定組織を立ち上げる

基本構想を策定するにあたっては、公共交通、道路に限らず、障害者、福祉、まちづくり、建築物などが対象となるため、様々な部局が連携する横断的組織(庁内連携)を立ち上げることが重要です。また、構想を検討する場面においては、当事者の気持ちを理解し、反映することが必要であり、当事者の参加・参画が求められています。そして、バリアフリー化に資する事業を行う交通事業者や公安委員会などの事業者の参加は、実際のバリアフリー化事業を推進させます。そのため、各段階で連携のとれた組織を立ち上げ、基本構想策定の円滑化を図ります。

住民と一緒につくる

基本構想では、駅を中心とした多くの人が行き交う地区を対象とするため、駅を利用する当事者、住民、まちに来る人など多様な人からのニーズ把握が必要です。そのため、基本構想策定に際しては、ワークショップ の開催や市民意見の募集を行います。

第2次別府市行政改革大綱では、新しい市民参加の手法として地域の身近な施策についてのワークショップの開催・パブリックコメント制度 などの導入、市民と行政が一体となってまちづくりを進めるため地域の市民団体やNPO などとの協調連携をかがけています。

(2) 策定体制

(1)の考え方を踏まえ、協議会やワークショップ等の連携体制を立ち上げ、市民と一緒に基本構想を作成するため、以下の策定体制で進めました。

交通バリアフリー 基本構想策定協議会	・交通事業者、市民、企業、行政等が一体となって総合的に計画し、一体的に事業を推進していくための組織 学識経験者、高齢者、身体障害者等及びその支援者、市民、公共交通事業者、大分県公安委員会、道路管理者、関係行政機関
事業者連絡調整会議	・バリアフリー化事業の内容に関する調整及び事業を一体的に推進し効果的な整備を進めるための調整 公共交通事業者、大分県公安委員会、道路管理者、関係行政機関
庁内連絡調整会議 (担当者会議)	・バリアフリー化事業の内容に関する調整及び事業を一体的に推進し効果的な整備を進めるための庁内の調整 企画財政部、生活環境部、福祉保健部、建設部
市民、高齢者、身体障害者等の参画による現地点検・ワークショップ ・地区に応じた対策を探るための現地踏査による問題点の洗い出し ・ワークショップ方式による問題点の整理と対策の方向性の検討	

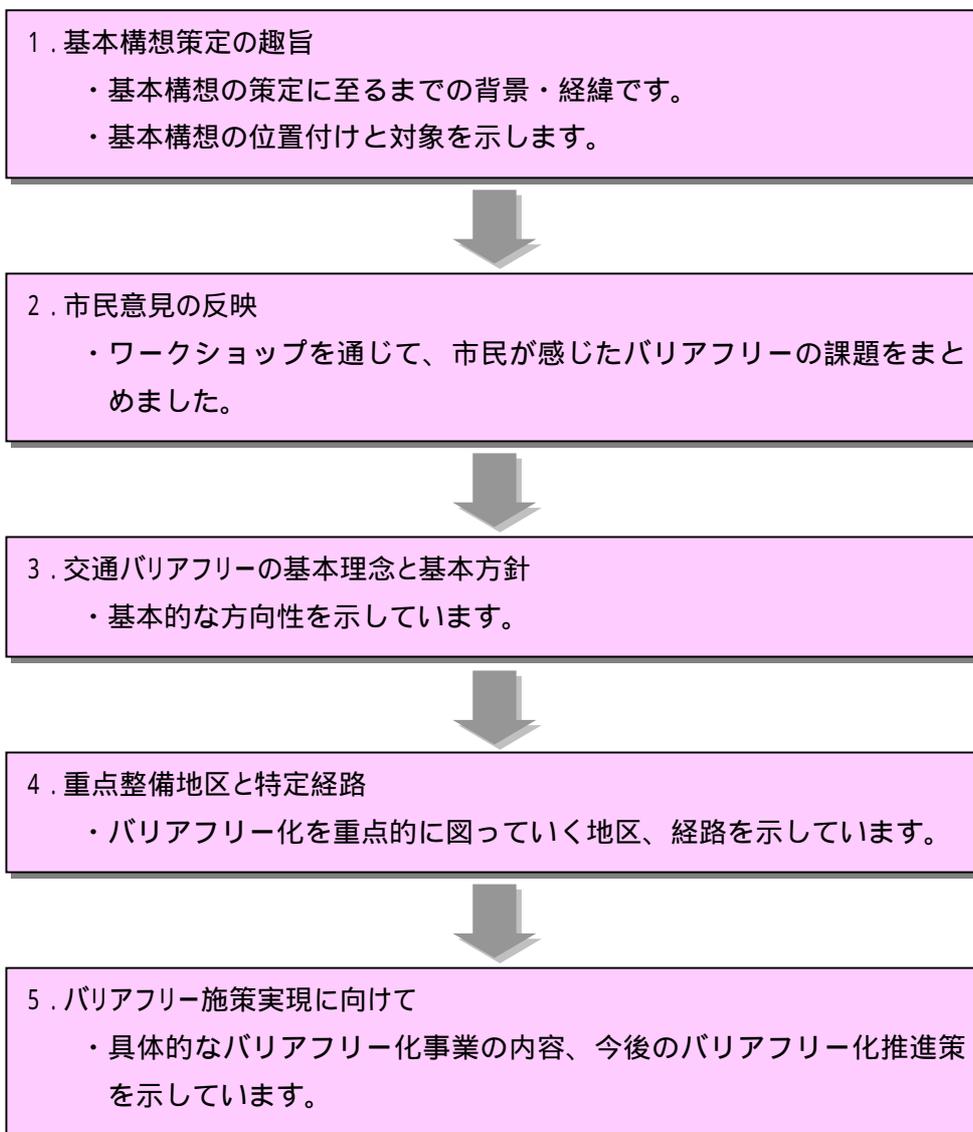
基本構想策定体制

また、本基本構想の意思決定機関を、交通バリアフリー基本構想策定協議会とし、以下のとおり開催しました。なお、交通バリアフリー基本構想策定協議会の委員は、付属資料に掲載しています。

協議事項等		時期
第1回	1)交通バリアフリー基本構想の概要 2)重点整備地区設定の考え方 3)別府市における取り組み	平成16年6月25日
第2回	1)現地点検・ワークショップの実施報告 2)重点整備地区(案)の設定 3)バリアフリー化の基本的な方針(案)	平成16年10月4日
第3回	1)バリアフリー化の基本的な方針の設定 2)特定事業等に関する基本的な事項等の設定	平成17年1月28日
第4回	1)特定事業等に関する基本的な事項等の設定 2)市民意見募集の実施報告 3)今後の予定等	平成17年2月21日

1 - 5 基本構想の構成

基本構想の構成を以下に示します。



2 . 市民意見の反映

2-1 ワークショップによる検討

(1) 目的

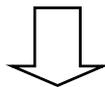
ワークショップの目的は以下のとおりです。

- ・当事者（障害者や高齢者など）の意見を広く伺う場を創出します。
- ・体験を通して、当事者（障害者や高齢者など）の思いに対する認識を深めます。

(2) ワークショップ全体の流れ

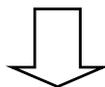
第1回 ワークショップ(8月2日(月)、3日(火))

交通バリアフリー法の理解とワークショップ参加の意義の確認
利用施設・経路の把握
成果：利用施設・経路図



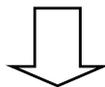
第2回 ワークショップ(9月4日(土)、12日(日))

バリアフリー現地点検
問題・課題の整理 等
成果：経路上の問題箇所図



第3回 ワークショップ(10月26日(火)、27日(水))

基本構想(案)の説明と課題に対する対応策の検討
成果：課題に対する対応策案



第4回 ワークショップ(2月9日(水)、10日(木))

基本構想(案)の説明と意見聴取
検討会の今後について

(3) 第1回ワークショップ

目的

ワークショップの目的は以下のとおりです。

- ・当事者（障害者や高齢者など）の利用頻度が高い施設、道路などを聞きとります。
- ・一般論として、当事者が抱える問題点や課題を伺い、基本構想の基本理念や基本方針にできる限り反映させます。

開催場所・日時等

<別府駅周辺地区>

- ・開催場所：別府市中央公民館
- ・日 時：平成16年8月2日（月）
- ・参加者：高齢者、障害者、一般市民（公募）行政、コンサル

合計 66 名

<亀川駅周辺地区>

- ・開催場所：太陽の家コミュニティセンターホール
- ・日 時：平成16年8月3日（火）
- ・参加者：高齢者、障害者、一般市民（公募）行政、コンサル

合計 71 名

当日のプログラム

全体説明	19:00～19:15	ワークショップの目的、交通バリアフリー基本構想の概要説明
グループ討議1	19:15～20:00	グループに分かれ、自己紹介、利用施設・経路の洗い出し、バリアフリーにおける課題・問題点の抽出
グループ討議2	20:00～20:30	各グループでのまとめの作業
全体発表	20:30～20:50	各グループの成果を発表

結果の概要

付属資料2．ワークショップ・市民意見概要を参照。



ワークショップの様子（左が別府会場、右が亀川会場）

(4) 第2回ワークショップ

目的

ワークショップの目的は以下のとおりです。

- ・関係者が一緒に現地点検を行うことで当事者が抱える問題の共通認識を得ます。
- ・車椅子の疑似体験をすることで当事者のバリアを体験し、バリアフリーの意識の向上を図ります。
- ・問題点や提案される意見を基本構想にできる限り反映します。

開催場所・日時等

<別府駅周辺地区>

- ・開催場所：別府市中央公民館
- ・日 時：平成16年9月12日(日)
- ・参加者：高齢者、障害者、一般市民(公募)、行政、コンサル

合計 58 名

<亀川駅周辺地区>

- ・開催場所：太陽の家コミュニティセンターホール
- ・日 時：平成16年9月4日(土)
- ・参加者：高齢者、障害者、一般市民(公募)、行政、コンサル

合計 65 名

当日のプログラム

全 体 説 明	9:00 ~ 9:45	点検ルートについて
グループ討議 1	9:45 ~ 10:00	各グループでバリアフリー点検の視点や注意事項の確認
バリアフリー点検	10:00 ~ 11:30	各グループでバリアフリー点検
昼食・休憩		
グループ討議 2	13:00 ~ 14:00	各グループで点検ルートの問題点をまとめる
全 体 発 表	14:00 ~ 14:30	各グループの成果を発表

結果概要

付属資料2 . ワークショップ・市民意見概要を参照。



ワークショップの様子(左が別府会場、右が亀川会場)

(5) 第3回ワークショップ

目的

ワークショップの目的は以下のとおりです。

- ・事務局が作成した基本構想(案)を説明し、意見を伺います。
- ・第2回ワークショップで指摘された現状・課題を解決するための対応策を考えます。
- ・市民自らができることは何かを考えます。

開催場所・日時等

<別府駅周辺地区>

- ・開催場所：別府市中央公民館
- ・日 時：平成16年10月26日(火)
- ・参加者：高齢者、障害者、一般市民(公募)、行政、コンサル

合計 34 名

<亀川駅周辺地区>

- ・開催場所：太陽の家コミュニティセンターホール
- ・日 時：平成16年10月27日(水)
- ・参加者：高齢者、障害者、一般市民(公募)、行政、コンサル

合計 33 名

当日のプログラム

全 体 説 明	19:00～19:15	全体プログラムについて
基本構想(案)の説明	19:15～19:30	交通バリアフリー基本構想(案)について
グ ル ー プ 討 議	19:30～20:30	課題に対する対応策、市民ができることの検討
グ ル ー プ 発 表	20:30～20:55	各グループの成果を発表
全 体 討 議	20:55～21:00	まとめ

結果概要

付属資料2．ワークショップ・市民意見概要を参照。



ワークショップの様子(左が別府会場、右が亀川会場)

(6) 第4回ワークショップ

目的

ワークショップの目的は以下のとおりです。

- ・交通バリアフリー基本構想(案)を説明し、意見を伺います。
- ・特に、バリアフリー化事業について説明し、今後の進め方を説明します。
- ・基本構想策定後について、みなさんでアイデアを出し合います。

開催場所・日時等

<別府駅周辺地区>

- ・開催場所：別府市中央公民館
- ・日 時：平成17年2月10日(木)
- ・参加者：高齢者、障害者、一般市民(公募)、行政、コンサル

合計 17 名

<亀川駅周辺地区>

- ・開催場所：太陽の家コミュニティセンターホール
- ・日 時：平成17年2月9日(水)
- ・参加者：高齢者、障害者、一般市民(公募)、行政、コンサル

合計 18 名

当日のプログラム

全 体 説 明	19:00~19:05	全体プログラムについて
基本構想(案)の説明	19:05~19:35	交通バリアフリー基本構想(案)について
基本構想に関する意見	19:35~20:20	交通バリアフリー基本構想(案)に関する意見
総 括	20:20~20:30	まとめ

結果概要

付属資料2 . ワークショップ・市民意見概要を参照。



ワークショップの様子(左が別府会場、右が亀川会場)

2-2 課題の抽出・整理

ワークショップやバリアフリー現地点検などで得られたバリアに関する現状や課題を抽出、整理してまとめました（付属資料2 ワークショップ・市民意見概要を参照）。

2-3 市民意見募集の実施

1) 市民意見募集概要

市民参加によるワークショップを通じて、高齢者や身体障害者の方など広く市民の意見を伺い、とりまとめた基本構想（案）について市民意見募集を実施しました。

2) 実施期間

平成 17 年 2 月 1 日（火）～14 日（月）

3) 実施方法

別府市ホームページ（<http://www.city.beppu.oita.jp/>）での掲載、都市計画課での配布。

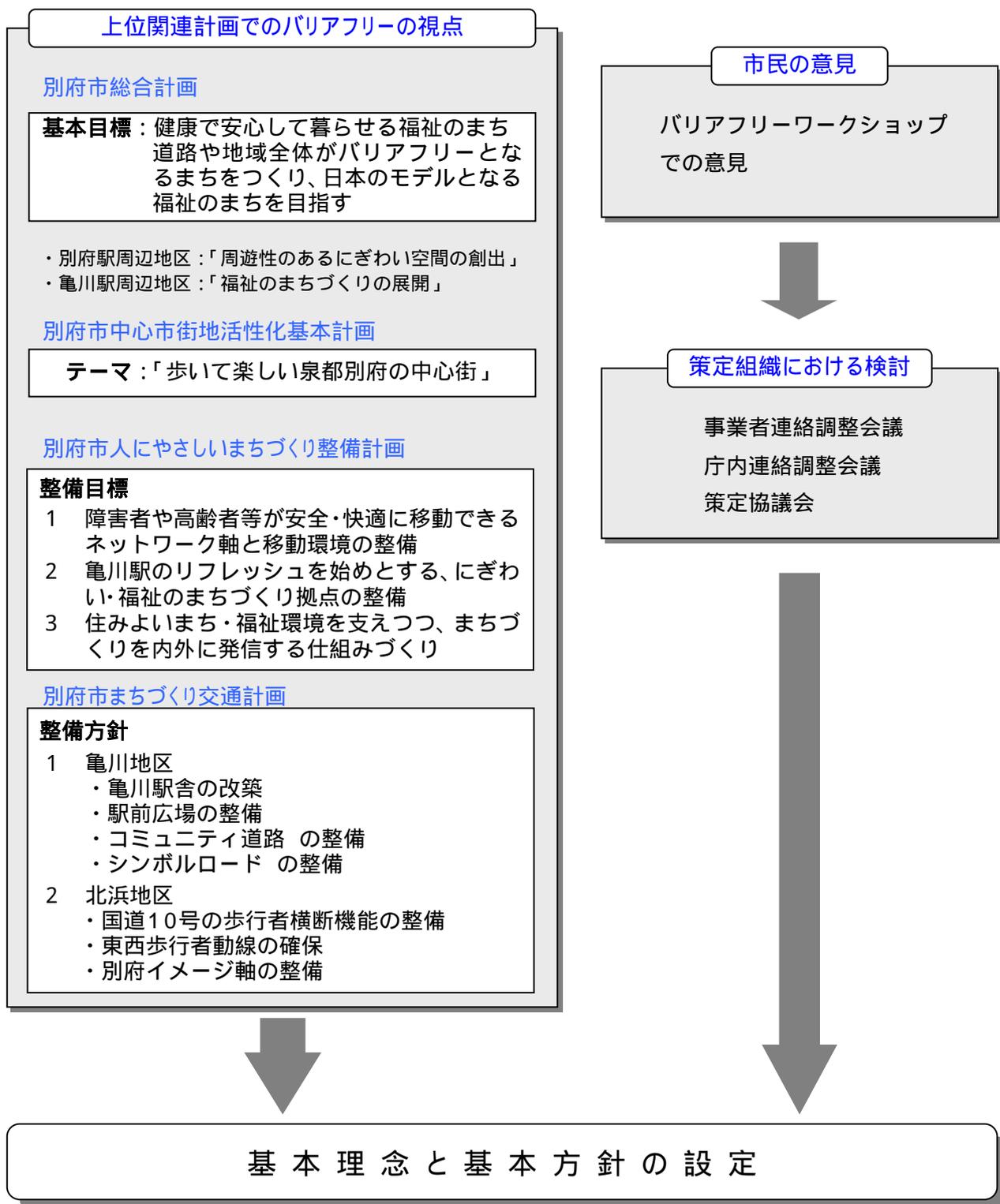
4) 実施結果

意見の送付（ファックス、メールなど）で合計 3 件（付属資料2 . ワークショップ・市民意見概要を参照）。

3 . 交通バリアフリーの基本理念と基本方針

3 - 1 設定のプロセス

基本理念と基本方針は、上位関連計画である、「別府市総合計画」、「別府市人にやさしいまちづくり整備計画」、「別府市まちづくり交通計画」などにより導かれるバリアフリーの視点を基本とし、ワークショップの成果や策定協議会の意見を反映して設定しました。



3-2 上位・関連計画

(1) 別府市総合計画（平成11年3月）

基本目標

別府市の都市像の基本目標として「健康で安心して暮らせる福祉のまち」をかがげ、こころのバリアを克服するとともに、建物や道路など地域全体がバリアフリーとなるまちをつくることによって、日本のモデルとなる福祉のまちを目指しています。

駅周辺の位置付け

市街地の整備として、別府駅周辺は「都市の顔にふさわしい魅力とイメージの演出を行いながら、周遊性のあるにぎわい空間の創出を図る」と位置付けられています。

また、亀川駅周辺は「福祉のまちづくりの展開」をかがげています。



(2) 別府市人にやさしいまちづくり整備計画（平成7年3月）

亀川駅周辺地区は、亀川駅を中心とした福祉のまちづくりを目指して、整備目標を以下のように設定しています。

- 1 障害者や高齢者等が安全・快適に移動できるネットワーク軸（骨格となる道路・通路）と移動環境（エレベーターなどの上下移動施設）の整備
- 2 亀川駅のリフレッシュを始めとする、にぎわい・福祉のまちづくり拠点の整備
- 3 住みよいまち・福祉環境を支えつつ、まちづくりを内外に発信する仕組みづくり

また、目標を達成するために、以下のような重点プロジェクトが検討・立案されています。

- JR 亀川駅の整備（駅舎の改築と公共施設の集約化、駅前広場・移動支援）
- 駅西口周辺の道路整備（アクセス道路、コミュニティ道路）
- 太陽の家前道路「かめSUN通り」の段階的整備
- 太陽の家と亀川商店街を結ぶ動線の整備



(3) 別府市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月）

『歩いて楽しい泉都別府の中心街』をテーマに、再生へのきっかけづくりとして、楠港跡地暫定利用イメージや公園道路といった都市基盤整備方針、周辺の温泉施設の再整備などが検討されています。

また、「市街地の整備改善に関するそのほかの整備」として、駅前通り～北浜旅館街を結ぶペDESTリアンデッキの整備イメージについてもふれています。

さらに、事業化の推進に向けて、関係機関によるプロジェクトチームの結成や福祉のまちづくりのための住民の意識向上等を検討項目としてあげていますが、事業着手には至っていません。



(4) まちづくり交通計画 (平成 15 年 3 月)

亀川地区の整備方針

・亀川駅駅舎の改築

全ての人々に対する利便性の向上に向け、駅舎の橋上化やエスカレーターや点字誘導等のバリアフリー機能の充実を目指しています。

・駅前広場の整備

西口広場の設置や東口広場の利用状況の改善により結節機能を高め、地域の顔となるにぎわい空間の創出を目指しています。

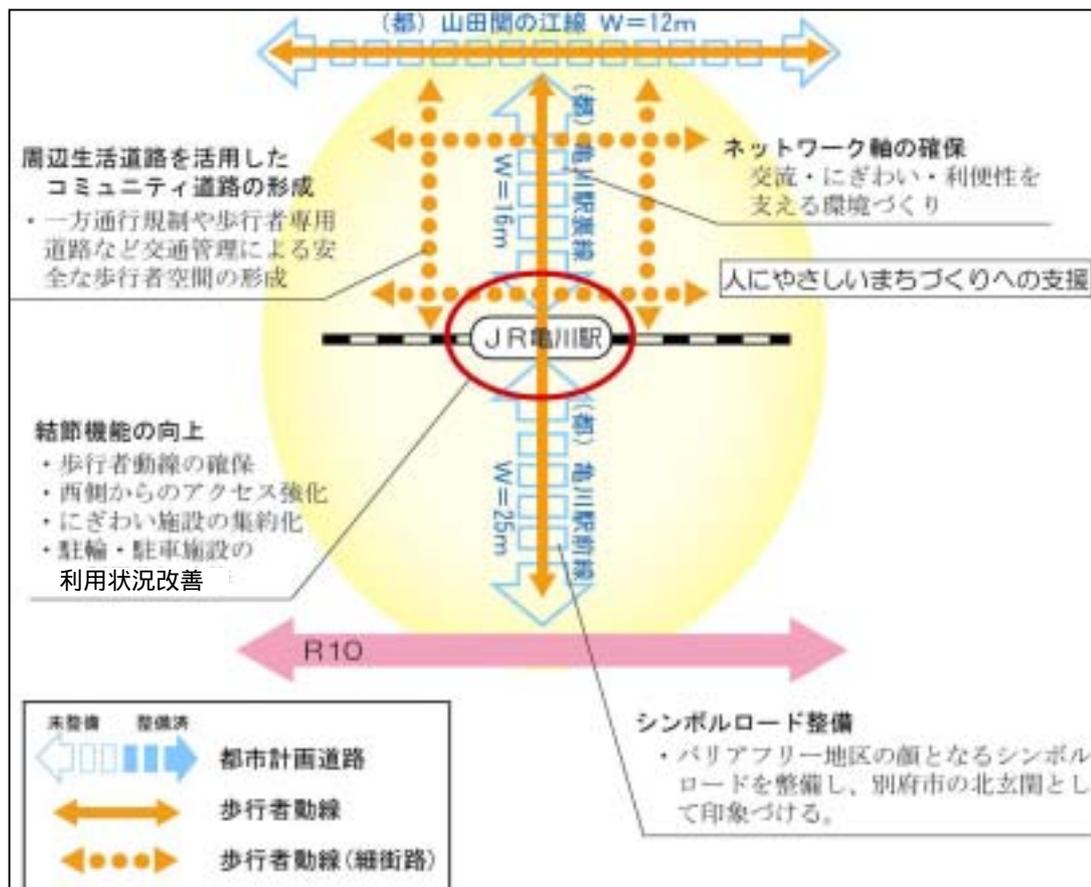
・コミュニティ道路の形成

(都)*亀川駅裏線の整備により、周辺生活道路における一方通行規制や車両通行止めなど、交通管理による安全な歩行者空間の確保に努めることをかけています。

・シンボルロードの整備

(都)亀川駅前線をバリアフリー地区の顔として誰もが快適に歩行できる空間整備を目指しています。

* (都)...都市計画道路



亀川地区の整備方針図

北浜地区の整備方針

- ・ 国道10号の歩行者横断機能の整備

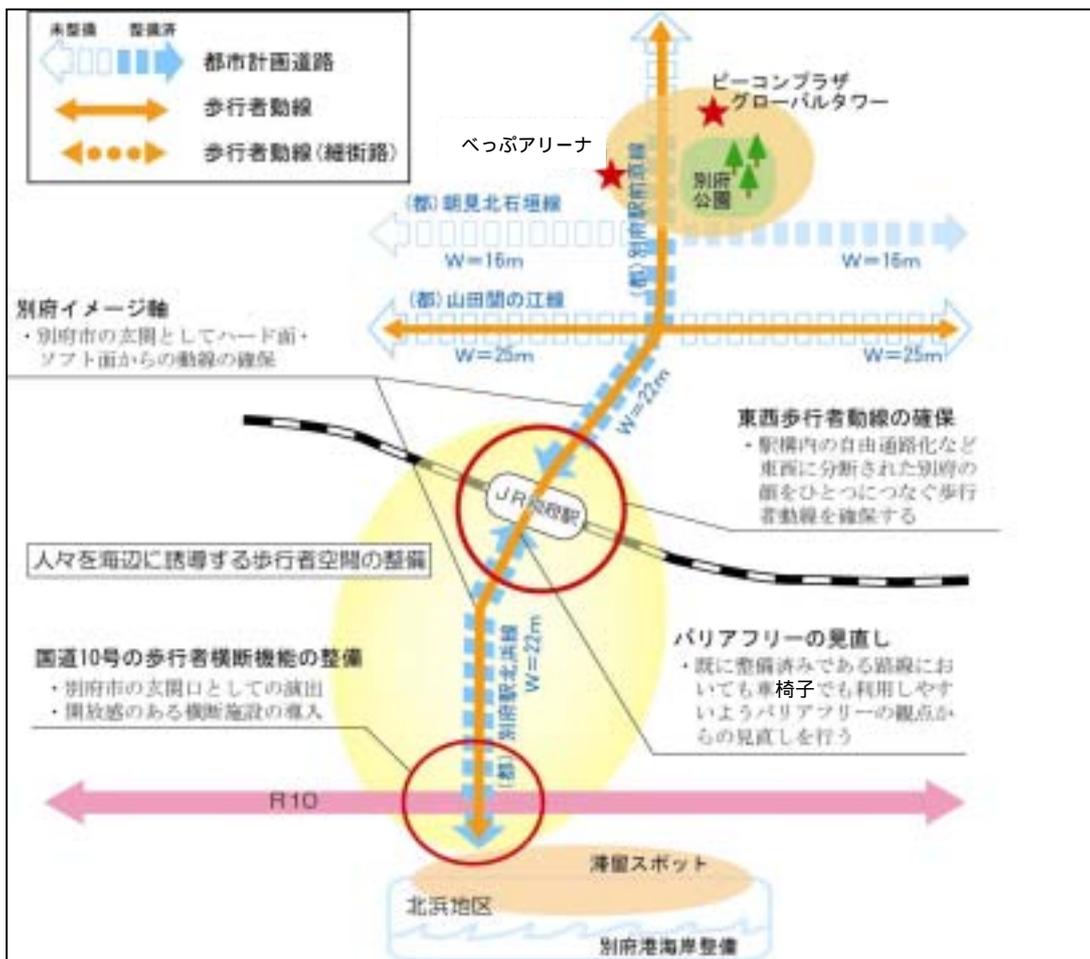
市外からの来訪者にもわかりやすい案内標識や開放感のある歩行者横断施設の導入など、別府の玄関口としての演出を図ります。

- ・ 東西歩行者動線の確保

駅構内の自由通路化等、鉄道によって分断されている東西歩行者ネットワークに連続性を持たせます。

- ・ 別府イメージ軸の整備

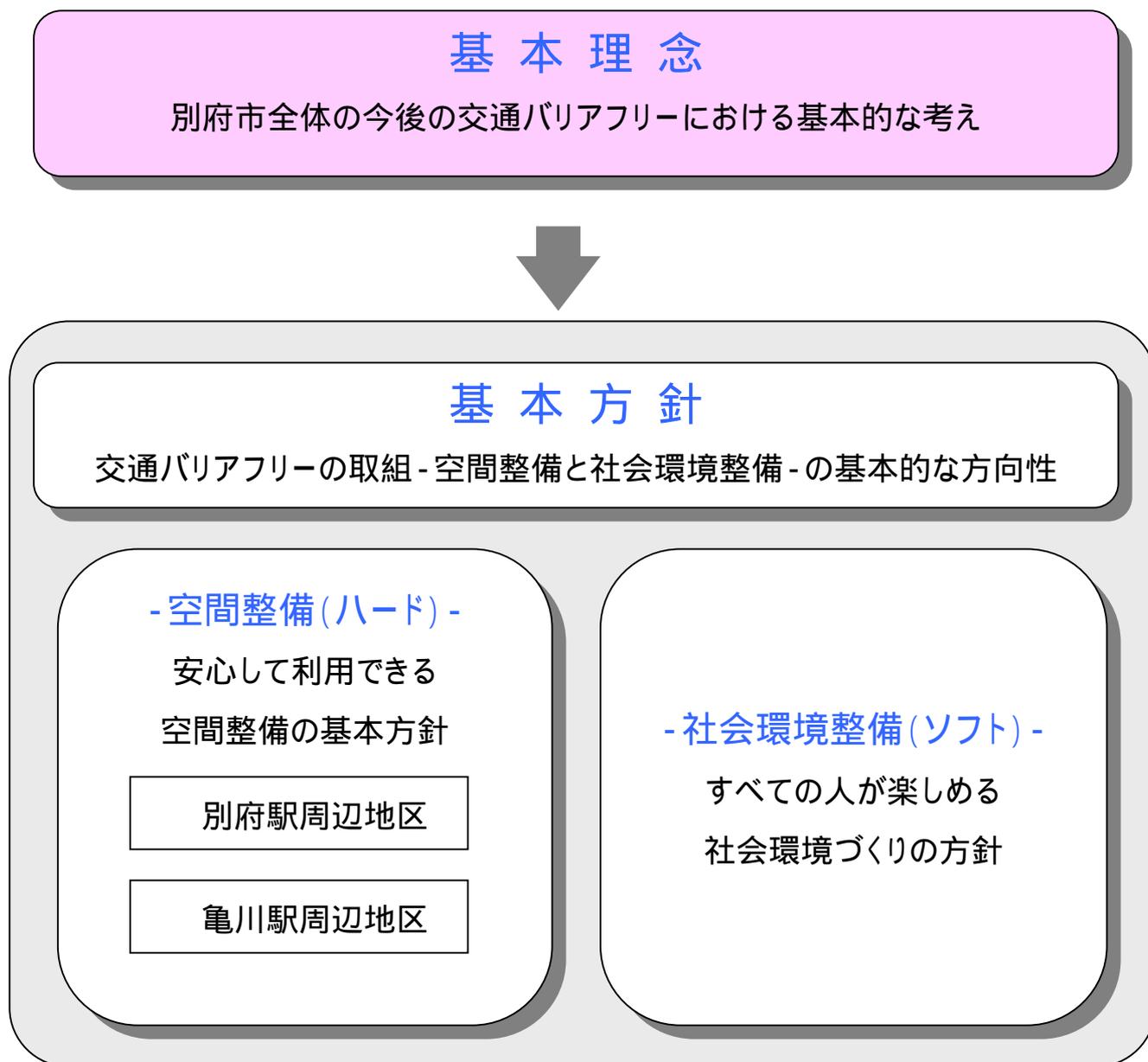
(都)別府駅北浜線や(都)別府駅前原線を別府のイメージ軸として、シンボル性のある沿道空間の演出や、バリアフリーの観点からの見直しによる誰もが快適に通行できる歩行者空間づくりに努めます。



北浜地区の整備方針図

3 - 3 基本理念と基本方針の枠組み

基本理念と基本方針は、以下のような枠組みで設定します。



基本理念と基本方針の枠組み

3-4 基本理念

「“こころ”と“からだ”にやさしいまち」

交通バリアフリーによる移動円滑化を図り、あらゆる人々が関わり、交わり、理解し、にぎわいのある福祉と観光(温泉)のまちの実現を図ります。

別府市は、温泉リゾート地として、国内はもとより国際的にも恵まれた観光資源を有します。そのため、多くの観光客が訪れる地域です。

別府駅周辺地区は、観光拠点として地域内外の人々が訪れ、交流する地区です。また、亀川駅周辺地区は、身体障害者更生援護施設、病院などの医療・福祉関連の施設や大学などの教育施設が比較的に集積している地区で福祉への取組み、福祉のまちづくりがモデル的に進められ、障害者が生き生きと働けるまちとなっています。

しかし、バリアフリーという視点でみると、これまで特定の建築物や一部の交通施設においてバリアフリー化が進められてきましたが、施設間のバリアフリーネットワークが充分整備されておらず、移動円滑化施策を面的に展開していく必要があります。

具体的には、旅客施設、駅舎、歩道、交通安全施設、公共交通車両等のバリアフリー化、公共建築物などの建築物と歩道の間における連続的な移動経路の確保などを推進し、観光客や身体障害者などあらゆる人々が安全で快適に交流できる都市空間 - “からだ”にやさしいまち - の形成を図ります。

その際、身体障害者や高齢者などの交通弱者の意見を充分に反映し、バリアフリー化の実現を図っていきます。

また、そのような環境整備だけではなく、バリアフリーに関する情報の発信や学校教育、研修会などを通しての啓発活動、地域の商店、関係機関の協力などによるソフト的な対応をこれまで以上に促進し、バリアフリーについての意識の共有化 - “こころ”のバリアフリー化 - を図ります。

このように、ハード施策とソフト施策の一体的推進を図り、観光(温泉)のまちとしての魅力を最大限に活かせるホスピタリティ あふれるリゾート地 - “こころ”と“からだ”にやさしいまち - の実現を図ります。



3-5 安心して利用できる空間整備の基本方針

別府駅周辺地区の基本方針

**別府駅を核に山から海に至る観光・生活軸を考慮し、
自然と共存できるバリアフリー環境の実現を図ります。**

別府駅は、多くの観光客、そして市民の交通の核となる交通結節点です。この核を中心に山側には、温泉などの保養施設、宿泊施設などが集積しています。そして海側には、駅前から商業・娯楽施設が連担して繁華街が形成され、海に至り、その海岸線には、宿泊施設が集積しています。このように別府駅を中心に山から海に至る観光軸線が形成されています。



また、市民にとっては、山側は官公庁・福祉施設が点在し、海側は、商業・業務施設が連担しており山から海にかけて地域の都市的機能を支える重要な生活軸線が形成されています。

しかし、バリアフリーの視点から見ると、海から山にかけて坂が多く、地形的制約 - 自然環境 - を備えています。

そこで、当該地区では、観光・生活軸線を考慮した歩道のバリアフリー化を図ると同時に、駅などの交通結節点の強化、バス停から施設間のバリアフリー化などにより坂という地形的制約 - 自然環境 - と共存可能な交通環境の整備を図ります。

亀川駅周辺地区の基本方針

**あらゆる人々が安全・快適に移動できるバリアフリー
環境の実現を図ります。**

亀川駅周辺地区は、身体障害者更生援護施設、病院などの医療・福祉関連の施設、大学などの教育施設が集積し、身体障害者や学生が多い地区です。バリアフリーの視点から見ると、上記の施設が集中する亀川駅の山側に行くには、鉄道による分断のため、迂回を余儀なくされています。

そこで、当該地区では、亀川駅から山側へのアクセスを確保し、学生や身体障害者などあらゆる人々が安全・快適に移動できる環境の実現を図ります。

3-6 全ての人を楽しめる社会環境づくりの方針

バリアフリーの意識の向上を図り、気軽にまちに出かけられる社会環境の実現を図ります。

バリアフリーのまちづくりを進めるためには、バリアフリーの道や施設などの受け入れる空間を整備するだけでなく、受け入れる人々の意識づくりが重要となってきます。

違法駐車、放置自転車などは、ちょっとした気遣いにより対処可能なバリアであるといえます。また、公共交通機関を抵抗なく普通に利用できる状況づくりは、人々が手を貸し、譲り合うことで、バリアを軽減することが可能です。

また、言い換えれば、バリアフリーな社会環境づくりは、市民が積極的に意識を変え、自ら発意をもって取り組むことが大切です。

行政としては、啓発活動や教育活動を通し、交通マナーの向上を図るなどして、受け入れる市民のバリアフリー意識の向上の支援を図ります。

そして気軽にまちに出かけられる社会環境の実現を目指します。



4 . 重点整備地区と特定経路

4 - 1 重点整備地区設定の考え方

(1) 重点整備地区の要件 (交通バリアフリー法第 2 条第 7 項各号)

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者・身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁福祉施設等の所在地を含む地区

特定旅客施設、一般交通用施設及び公共用施設について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区

総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

(2) 重点整備地区設定の考え方

重点整備地区の設定にあたっては、基本理念と基本方針に則するほか、以下の考え方のもとに設定しました。

徒歩圏

徒歩圏は概ね 500m から 1 k m と考えられ、それを考慮して設定しました。(ただし、別府駅周辺地区に関しては、市民体育館、ニューライフプラザ、ビーコンプラザなどが 1 k m を若干超えています。施設が連担しているため、重点整備地区に含めています。)

官公庁・福祉施設等の分布と利用状況

ワークショップの結果より、障害者・高齢者の利用が多い施設を把握し、重点整備地区に含めるように考慮しました。

既存計画や用途地域の考慮

以下の計画区域等との整合性を考慮しました。

- 1) 中心市街地活性化基本計画区域
- 2) 人にやさしいまちづくり整備計画対象区域
- 3) 用途地域の境界
- 4) あんしん歩行エリア 指定区域

字界・町丁目界や市街地の連担の考慮

概ね字界・町丁目界や、主要な道路で境界を設定しました。

4-2 特定経路の設定の考え方

(1) 特定経路と補完経路の位置付け

バリアフリー化を図る移動経路は、特定経路と補完経路で構成します。

なお、各経路は以下のように位置付けます。

特定経路

特定旅客施設と主要施設（目的施設）を連絡するバリアフリーの主要な経路として設定し、バリアフリーの構造基準を満たし、平成 22 年までに事業完了を図る経路です。

補完経路

地区におけるバリアフリー化されたネットワークを形成していく上で重要な経路を補完経路として設定します。なお、この経路には、地形等の状況により主務省令で定める構造基準を一部満足しない、もしくは、平成 22 年までに事業完了が見込めない経路を含みます。

(2) 特定経路・補完経路設定の考え方

次の基本的な考え方をもとに特定経路を設定します。

経路の起点は、基本的に特定旅客施設の出入口とします。

経路の終点は、対象となる官公庁福祉施設等（目的施設）の出入口前面の道路とします。

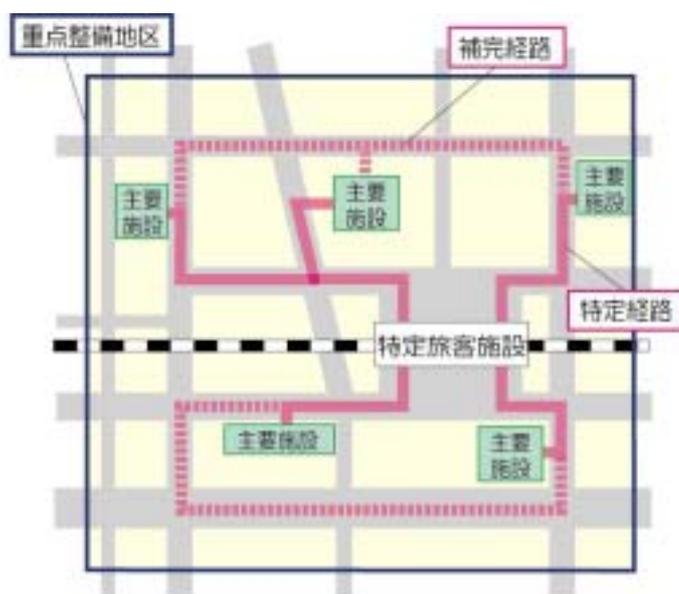
経路は目的施設ごとに最短一経路選定を基本とします。

今後の事業実施を踏まえ、現在実施中又は実施の方向で検討中のバリアフリー事業又はそれに資する事業がある場合は、当該事業路線にも配慮します。

また、次の基本的な考え方をもとに補完経路を設定します。

バリアフリーネットワーク上必要な経路として施設から施設の経路を設定します。

構造基準を満足しない、もしくは、平成 22 年までに事業完了が見込めないがバリアフリー化の優先度が特定経路に次いで高い経路を設定します。



特定経路と補完経路のイメージ図

4-3 重点整備地区と特定経路とその位置付け

【別府駅周辺地区】

特定経路

	路線名	事業者	延長 km	位置付け	目的施設	備考
a	富士見通線	市	0.3	市役所へのアクセスを担保する経路として位置付けます。	市役所 ビーコンプラザ	北側歩道を優先的に経路確保。交差点においては、一経路を確保。
b	朝見北石垣線	市	0.4	市役所などに至る経路として、また別府公園に至る経路として、位置付けます。	市役所 別府公園	-
c	別府駅前原線 (青山通り)	市	0.8	駅から山側(駅西口)の主要施設へ至る主要軸線として位置付けます。	市役所 中央公民館	べっぷアリーナまでは、南側歩道の経路確保。
d	山田関の江線	県	0.4	地域のコミュニティの核である中央公民館に至る経路として位置付けます。	中央公民館	都市計画道路事業として改良中。
e	別府停車場線 (駅前通り)	県	0.5	沿岸地区へのアクセスを担保する経路、また別府駅周辺地区のシンボルロードとして位置付けます。	トキハ	-
f	松波町～下八坂町線	市	0.3	大規模集客施設であるべっぷアリーナへ至る経路として位置付けます。	べっぷアリーナ	東側歩道の経路確保。
g	国道10号	国	1.3	沿岸地区の公園や各施設を結ぶ経路として位置付けます。	テルマス 北浜公園	地下歩道部を除く。

補完経路

	路線名	事業者	延長 km	位置付け	目的施設	備考
1	富士見通線	市	0.3	ビーコンプラザなどの公共施設群に至る経路として位置付けます。	ビーコンプラザ	-
2	野口原実相寺 公園道路	市	0.3	市役所へのアクセスを担保する経路として位置付けます。特にバス停から市役所に至る経路を優先的に確保します。	市役所	バス停から市役所に至る経路を優先的に確保。
3	日の出国分町線 (ソルパセオ銀座)	市	0.3	バリアフリー化した街路というだけではなく、にぎわいのある商業空間としての役割を担う経路として位置付けます。	ソルパセオ銀座	商業空間としてのにぎわいの維持・創出を踏まえた街路整備の検討が必要。
4	魚住町東立田町 線(弥生銀天街)	市	0.3		弥生銀天街	
5	国道10号 (北浜交差点)	市	0.1	駅前通りから沿岸地区に至る経路として位置付けます。	-	現在は地下横断歩道。
6	北浜埋立9号線	市	0.1	沿岸地区に至り、海に導く経路として位置付けます。	-	-

駅前広場

	箇所名	事業者	面積 ㎡	位置付け	備考
A	別府駅東口 駅前広場	市	6,370	移動円滑化された交通結節点としてだけではなく別府駅周辺地区の生活・観光の拠点として位置付けます。	駅舎リニューアルと同時に改築中。
B	別府駅西口 駅前広場	市	4,600		-

【亀川駅周辺地区】

特定経路

	路線名	事業者	延長 km	位置付け	目的施設	備考
a	古市湯ノ森線	市	0.3	駅西口(仮)から障害者の就業の場である太陽の家までの経路として位置付けます。また、別府医療センターへ至る経路としての役割も担います。	太陽の家 別府医療センター	南側に経路を確保。
b	上別府病院線	市	0.1	障害者の就業の場である太陽の家までの経路として位置付けます。	太陽の家	-
c	東西自由通路	市	0.1	東西を連絡する立体横断施設を駅西側へのアクセスを確保する経路として位置付けます。	-	-

補完経路

	路線名	事業者	延長 km	位置付け	目的施設	備考
1	上別府病院線	市	0.4	太陽の家、別府医療センター周辺地区の回遊性を担保するための経路として位置付けます。	-	-
2	鉄輪亀川線	県	0.9	太陽の家、別府医療センターに至る経路として位置付けます。	-	-
3	亀川別府線	県	0.2	亀川出張所に至る経路として、また駅東側を支える主要経路として位置付けます。	亀川出張所	-
4	亀川団地1号線	市	0.1	別府医療センターへ至る経路としての役割を担います。	別府医療センター	別府医療センターの敷地内経路の確保の調整が必要。

駅前広場

	箇所名	事業者	面積 ㎡	位置付け	備考
A	亀川駅東口 駅前広場	市	1,900	バスなどほかの交通機関との乗り継ぎ利便性の高い交通結節点として位置付けます。	亀川別府線へ至る歩行者経路は早期に確保する。
B	亀川駅西口 駅前広場	市	2,400		東西自由通路と古市湯ノ森線を結ぶ経路は、早期に確保する。

市役所～バス停の経路
特にバス停からの経路を確保します。

市役所へ至る富士見通り
市役所へのアクセスを担保する経路として位置付けます。

別府公園前通り
市役所などに至る経路として、また別府公園駐車場から別府公園に至る経路として、位置付けます。

青山通り
駅から山側の各施設へ至る主要軸線として経路に位置付けます。

別府駅周辺地区

ビーコンプラザ周辺
1 km圏を超えるが、公共施設の集積があるため、重点整備地区に含めます。

べっぴアリーナに至る経路
大規模集客施設であるべっぴアリーナから駅を結ぶ経路として位置付けます。

中央公民館に至る経路
地域コミュニティの核である中央公民館に至る経路として位置付けます。

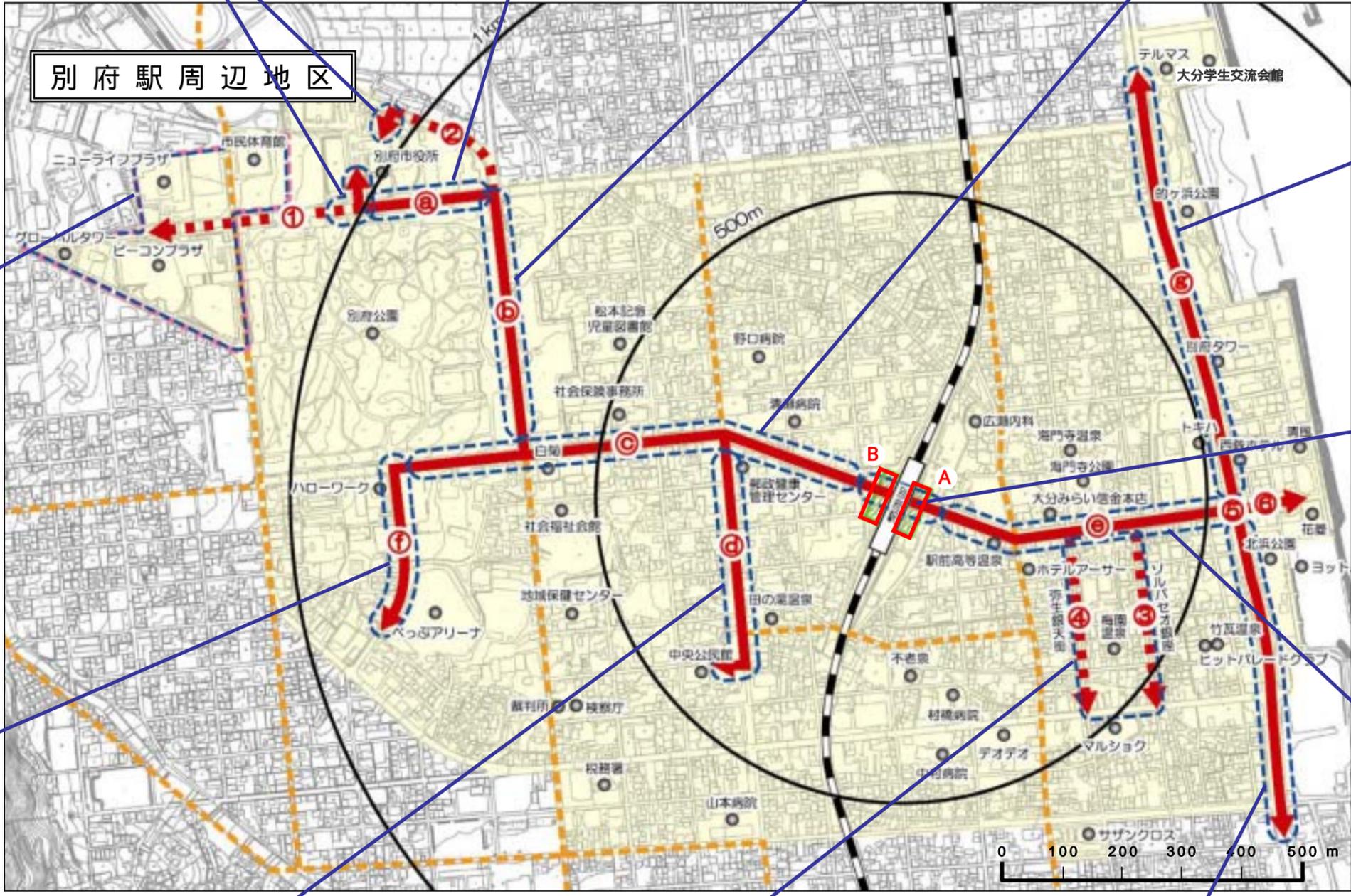
商店街の回遊性の担保
にぎわいのある商業空間として経路を位置付けます。

国道 10 号
駅前通りから北浜公園などの沿岸施設に至る経路として位置付けます。

国道 10 号
駅前通りからテルマス、的ヶ浜公園などの沿岸地区の施設へ至る経路として位置付けます。

駅前広場
移動円滑化された交通結节点として位置付けます。

海辺に至る経路
沿岸地区へのアクセスを担保する別府駅周辺地区のシンボルロードとして位置付けます。



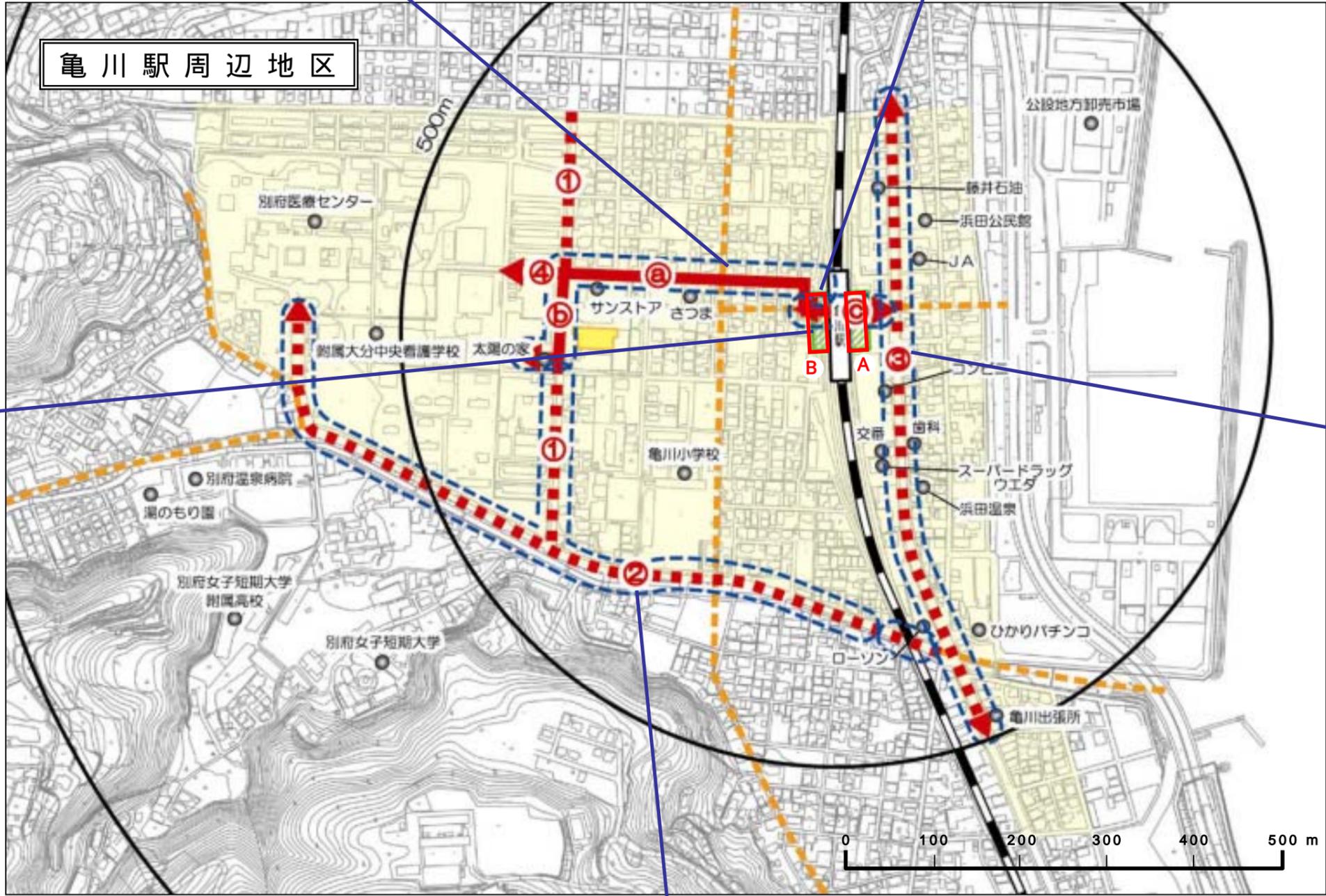
凡 例	
—	特定経路
- - -	補充経路
- - -	都市計画道路（未整備）
- - -	各経路の位置付け
- - -	重点整備地区の位置付け
■	駅前広場

駅西口(仮)から太陽の家・医療センターに至る経路
 駅西口(仮)から障害者の就業の場である太陽の家までの経路として位置付けます。またこの経路は、別府医療センターへ至る経路としての役割も担います。

亀川駅の東西連絡経路
 東西を連絡する立体横断施設を駅西側へのアクセスを確保する経路として位置付けます。

駅前広場
 駅西口(仮) 東口ともに移動円滑化された交通結節点として位置付けます。

駅東側を支える主要経路
 亀川出張所など駅東側の施設に至る経路として位置付けます。



別府医療センターと太陽の家に至る経路
 別府医療センターと太陽の家に至る経路として、またバリアフリーネットワークを形成する経路として位置付けます。

凡 例	
	特定経路
	補充経路
	都市計画道路(未整備)
	各経路の位置付け
	重点整備地区の位置付け
	駅前広場

5 . バリアフリー施策実現に向けて

5 - 1 バリアフリー施策実現に向けて

バリアフリー環境整備とは、「道路、駅舎、交通機関のバリアフリー化といったハード施策としての対応」、そして、「福祉・教育など市民の意識に関わりの深いソフト施策としての対応」の双方を一体的に展開することにより、はじめて実現されます。

ハード施策としての対応については、各事業者及び管理者が、基本構想に従って特定事業計画の策定を進めていきます。そのため基本構想においては、事業可能性や実現可能性を見通し、特定事業等を実施すべき経路やその概ねの事業内容を記載します。

ソフト施策としての対応については、福祉、教育など横断的に取り組んでいく必要があるため、役割分担の明確化を行い、連携を図ります。

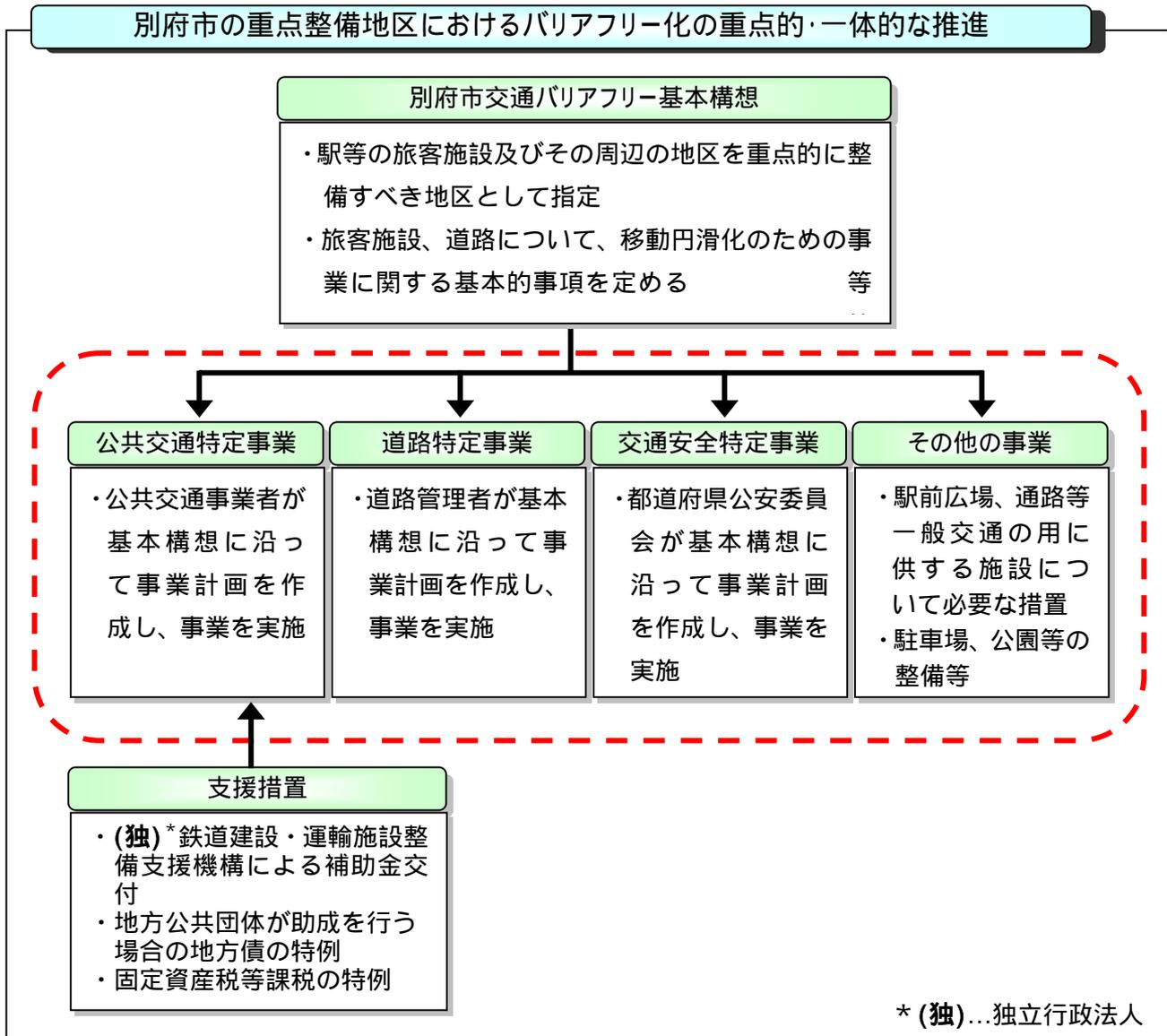
また、継続的に事業を推進し、効率的・効果的に行っていくことが重要であるため、バリアフリーの事業の進め方に関して、各事業者間または、関係機関で共通認識と合意形成を図るバリアフリー化事業推進システムを構築することとします。

本基本構想において、特定事業計画に向けた方針、ソフト施策に向けた方針、そしてバリアフリー化事業推進システムを明記することにより、バリアフリー施策実現を円滑に行っていくこととします。

5-2 特定事業計画に向けた方針

(1) 位置付け

特定事業計画とは、重点整備地区内において、各事業者が本基本構想に沿って作成する事業計画であり、その計画に基づいて特定旅客施設、特定経路などで事業を実施します。



(2) 事業方針

事業実施にあたっては、各種基準・ガイドライン及びワークショップでの意見を考慮し、バリアフリー化の推進を図ることに加え、各事業者と市が協議・調整を図り、相互の協力のもとで一体的に事業を進めていくものとします。

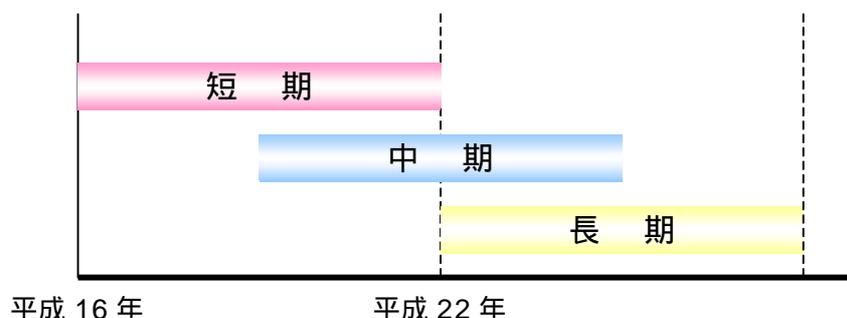
(3) 実施時期

バリアフリー化の事業の実施時期については、各事業者が特定事業計画を作成し、その中で定めることとなります。基本的には、平成22年を目標に事業に取り組む必要があります。ただし、個別の事業に関しては、関係者間の調整に時間が必要なもの、また、大規模な改修や抜本的な対策が必要なものなど現実的には平成22年までに完了できない事業があり整備時期に差異が生じます。

そこで、継続的、一体的にバリアフリー化の事業を進めていくため、平成22年以降の長期スパンを踏まえた上での事業計画を作成することとし、本基本構想では、概ねの事業実施期間を定めることとします。

ここでいう概ねの事業実施期間とは、以下の3区分です。

短期：平成22年までに事業完了が可能なもの（特定経路を中心に）。
中期：平成22年までに事業着手が可能であるが、平成22年完了は見込めないもの。
長期：平成22年までに事業着手は難しいが、それ以降の着手を見込んでいるもの。



ただし、ソフト的な要素を含む事業や継続的に取り組む要素を含むものに関しては、実施期間を明確に規定せず、上記の区分を示さないこととします。

なお、実施時期の設定については、各事業者と協議・調整の上実現可能な時期を示したものです。

(4) 事業内容について

本基本構想において、公共交通特定事業計画、交通安全特定事業計画、道路特定事業計画の基本的な方針と概ねの内容を示します。記載事項は、各事業者と協議・調整の上実現可能と想定される概ねの事業内容を示したものです。

ただし、事業内容については、今後の新たな技術革新により、一般化し、導入を積極的に行える状況・条件が整ったときには、柔軟に対応していきます。例えば、視覚障害者に対する音声案内誘導などは、試行的な実験が進められており、今後の状況を注視し、導入可能性を検討していきます。

5-3 各種特定事業計画の概ねの内容

以下に公共交通特定事業計画、交通安全特定事業計画、道路特定事業計画の基本的な方針と概ねの内容を示します。

(1) 公共交通特定事業計画の概ねの内容

公共交通事業者（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者）のバリアフリー化に向けた基本的な方針と行うべきバリアフリー化事業を以下に示します。

1) 鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）

基本的な整備方針

別府駅は、駅舎内、駅前広場の改修などが予定されており、交通バリアフリー法に基づき移動円滑化を図っていきます。また、亀川駅については、道路事業者が行う東西自由通路の設置などに合わせ、駅舎のバリアフリー化を図っていきます。

そして、ハード面の整備だけではなく、交通弱者に対する適切な対応を図るため、これまで同様職員に対する教育・訓練を行います。



地区別の事業内容と概ねの実施時期

【地区：別府駅】

【事業者：九州旅客鉄道株式会社】

基本的な整備方針	項目	内容	実施時期			備考
			短期	中期	長期	
a. 移動しやすい経路 シームレスな乗り継ぎが可能なスムーズな移動空間を形成します	通路	・駅の改札口からプラットフォームへは、充分な通行空間を確保し、平坦性を確保します。				
	上下移動施設	・改札口からプラットフォームへのアクセスを改善するため、エレベーターを設置します。				
b. わかりやすい誘導案内設備 観光客や外国人など地域外の人々にもわかりやすい案内・誘導の提供を図ります	案内・誘導	・適切な位置に配慮し、視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善を行います。				
	情報提供	・路線案内、運賃案内、運行に関する情報、非常時の案内などを視覚情報・聴覚情報としてわかりやすく提供していきます。				
	サイン表記	・案内・誘導に関する表記については、観光客や外国人にもわかりやすいように、文字やピクトグラムを工夫します。				
c. 使いやすい施設・設備 安全に使いやすく、誰もが利用できる施設・設備の整備を図ります	券売機・公衆電話	・機材の更新に合わせて、車椅子利用者や視覚障害者などにとって利用しやすい券売機や公衆電話を設置します。				
d. 使いやすい車両の整備 安全に使いやすく、誰もが利用できる車両の整備を図ります	車両	・車両更新時には、車椅子スペース付き車両を導入し、既存車両については、継続的に車椅子スペースの設置を進めます。	継続的に導入			

【地区：亀川駅】

【事業者：九州旅客鉄道株式会社】

基本的な整備方針	項目	内容	実施時期			備考
			短期	中期	長期	
a．移動しやすい経路 駅舎からホームまで バリアフリー化され た経路を確保します	通路	・改札口からホームへつながる通路を確保 します。				
	上下移動 施設	・改札口からプラットホームへのアクセス を改善するため、エレベーターを設置し ます。				
b．わかりやすい誘導案内 設備 観光客や外国人など地 域外の人々にもわかり やすい案内・誘導の提 供を図ります	案内 ・ 誘導	・適切な位置に配慮し、視覚障害者誘導用 ブロックの設置や改善を行います。				
	情報提供	・路線案内、運賃案内、運行に関する情報、 非常時の案内などを視覚情報・聴覚情報 としてわかりやすく提供していきます。				
	サイン 表記	・案内・誘導に関する表記については、観 光客や外国人にもわかりやすいように、 文字やピクトグラムを工夫します。				
c．使いやすい施設・設備 安全に使いやすく、誰 もが利用できる施設・ 設備の整備を図ります	券売機 ・ 公衆電話	・車椅子利用者や視覚障害者などにとって 利用しやすい券売機や公衆電話を設置 します。				
d．使いやすい車両の整備 安全に使いやすく、誰 もが利用できる車両 の整備を図ります	車両	・車両更新時には、車椅子スペース付き車 両を導入し、既存車両については、継続 的に車椅子スペースの設置を進めます。	継続的に 導入			



わかりやすい誘導案内(別府駅)

2) バス事業者（大分交通株式会社、亀の井バス株式会社）

基本的な整備方針

バス車両やバス停のバリアフリー化、情報提供の充実や案内設備の改善を図っていくとともに、運行システムの改善や職員への教育・訓練などのソフト施策も同時に行っていきます。

事業内容と概ねの実施時期

【地区：別府駅、亀川駅周辺地区】

【事業者：大分交通株式会社、亀の井バス株式会社】

基本的な整備方針	項目	内容	実施時期			備考
			短期	中期	長期	
a. 乗りやすい車両 車両更新時に積極的にバリアフリー車両の導入を図ります	車両	・車両更新時にリフトバス、低床式バス、ノンステップバス の積極的な導入を検討します。	継続的に実施			
		・車椅子の乗客の乗降時、走行中の安全の確保に努めるため、安全装置等の装着の徹底を図ります。				
b. わかりやすい誘導案内設備 バス停、バス車両内の案内の充実を図ります	バス停の案内	・時刻表や路線図の字を大きくするなどわかりやすい表記への改善を図ります。また、別府駅には、点字対応の時刻表を設置します。				
	バス車両内の案内	・路線案内、運賃案内、運行に関する情報、非常時の案内などを視覚情報・聴覚情報としてわかりやすく提供していきます。特にリフトバス案内を見やすい位置に配置します。				
	サイン表記	・案内・誘導に関する表記については、観光客や外国人にもわかりやすいように、文字やピクトグラムを工夫します。				
c. 使いやすく快適な施設・設備	バス停	・待ち合わせの場、また休憩の場として、バス停に屋根、ベンチなどを設置していきます。				
d. 利用しやすい運行システム・環境への改善 交通弱者が不自由なく利用できるような運行システムと環境づくりに努めます	予約制	・リフトバスの予約制度について、予約情報を運転手に正確に伝えるように情報管理を徹底します。				亀の井バス対象
	職員への教育	・運転手へのバリアフリーに関する教育・訓練を徹底します。	継続的に実施			



リフトバス(亀の井バス)



標準的なノンステップバス(国土交通省ホームページより)

3) タクシー事業者

基本的な整備方針

リフト付タクシーの導入や情報提供の充実、運行システムの改善を図っていくとともに、職員への教育・訓練なども同時に行っていきます。

事業内容と概ねの実施時期

【地区：別府駅、亀川駅周辺地区】

【事業者：タクシー事業者】

基本的な整備方針	項目	内容	実施時期			備考
			短期	中期	長期	
a. 乗りやすい車両	車両	・車両更新時にリフト付タクシーやユニバーサルタクシーの導入を検討します。	継続的に実施			
b. サービスの向上 交通弱者が不自由なく利用できるような環境づくりに努めます	職員への教育	・運転手へのバリアフリーに関する教育・訓練を徹底します。	継続的に実施			



ユニバーサルタクシー

(2) 交通安全特定事業計画の概ねの内容

交通安全事業者のバリアフリー化に向けた基本的な方針と行うべきバリアフリー化事業を以下に示します。

1) 交通安全事業者（大分県公安委員会）

基本的な整備方針

交通安全特定事業は、高齢者・障害者等の安全な歩行を確保するため、信号機や道路標識などの案内・誘導施設といった施設整備を行います。

また、車両の交通規制や違法駐車や放置自転車の取締り強化などのソフト的な対応も図ります。

なお、別府駅周辺地区に関しては、あんしん歩行エリアが重点整備地区に含まれており、交通安全に関する事業が実施されることとなります。そのため、バリアフリー事業と一体的に事業を推進し、取り組んでいくこととします。

事業内容と概ねの実施時期

【地区：別府駅、亀川駅周辺地区】

【事業者：公安委員会】

基本的な整備方針	項目	内容	実施時期			備考
			短期	中期	長期	
a. 安全な道路横断 交差点において、安全で安心して道路横断できる施設整備を図ります	信号機	・音響音声により、視覚障害者に知らせる装置の設置を図ります。また、その運用や設置位置についても、市民との合意形成を図りながら整備を図ります。				
		・信号制御装置の設置位置等を確認し、必要に応じて改善を図ります。				
		・主要な交差点において、歩行者専用青時間を設定し、歩車分離を図ります。また、歩行者用青時間の延長機能を信号制御装置に設定し、高齢者・障害者の道路横断の安全確保を図ります。				
		・視認性の高い、LED信号機の設置を進めます。				
b. わかりやすい誘導案内設備 わかりやすく、視認性のある道路標識・標示の設置を図ります	道路標識・標示	・視認性を高めるため、道路標識・標示の高輝度化、適正配置などを行います。				
c. 交通マナーアップ 交通規制の強化、バリアフリーに関する教育・啓発活動の実施を図ります	違法駐車・放置自転車	・歩道上の駐車を中心として違法駐車車両の取締りの強化を図ります。	継続的に実施			
	教育	・交通安全に関して、小学生・中学生を対象に疑似体験や講習会の開催などの啓発活動を行います。	継続的に実施			

(3) 道路特定事業計画の概ねの内容

道路特定事業は、歩道、上下移動施設、経路における案内標識など移動円滑化のために必要な施設の設置、構造の改善など道路管理者が行う事業です。

なお、道路管理者は路線により異なりますが、その管理者の境界部分においては、管理者間が調整・協議を行い、連続性を確保するなど地区として一体的にバリアフリーを推進していきます。

1) 道路事業者（国土交通省、大分県、別府市）

基本的な整備方針

a. 歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します

- ・特定経路は、歩道幅員 2m以上を確保するほか、バリアフリーの構造基準を満たした構造とします。
- ・補完経路については、斜面の多い市街地という自然的制約があるため、縦断勾配の 5%は満たすことが不可能な箇所が存在します。そのような箇所は、バス停から目的施設までの経路は確保するといった代替策、または、片側歩道のみでの整備で対応することとします。

b. 歩道の新設や拡幅など歩行空間を確保します

- ・歩道の改善が大規模な場合や抜本的な対策が必要な場合は、道路占有物（電柱等）の整理などを行い、歩道の新設、拡幅することで、歩行空間を確保します。

c. 視覚障害者誘導用ブロックや案内・誘導サインの連続性に配慮したネットワーク化を図ります

- ・視覚障害者誘導用ブロックは、特定経路上は、基本的に連続的に配置することとします。また、新設する場合は、黄色を基本とし、JIS規格品の敷設とします。既存のものについても、順次規格が統一したものに更新していきます。また、交差点部においては、視覚障害者誘導用ブロックの連続性を確保するためにエスコートゾーン の設置などを行います。
- ・案内・誘導サインについては、統一感のあるデザインとし、位置・案内・誘導サインの機能分担の明確化を行い、観光客や外国人にとってもわかりやすい表記と配置にします。



エスコートゾーン



案内・誘導サイン

d . 路上の障害物を整理して、歩行者の円滑な移動を確保します

- ・路上における放置自転車や看板等の障害物について指導、啓発活動を通して改善を図るほか、撤去を含め整理していきます。
- ・歩道への自動車の乗り上げ駐車を防ぐため、ポラード の設置などの対策をします。



路上障害物

e . 歩道・建築物間について関係者間の調整・協議によって連続性のあるバリアフリー化を図ります

- ・建築物の側のハートビル法 に基づくバリアフリー化と連携して、連続的な移動経路の確保が行われるように関係者間で十分な調整を図っていきます。そして、歩道と建築物がつながる出入り口部分でのスロープの設置による段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの連続性を確保します。



とぎれている視覚障害者用誘導ブロック

事業者・路線別の事業内容と概ねの実施時期

【地区：別府駅周辺地区】

【事業者：国土交通省、大分県、別府市】

特定経路

	路線名	延長 km	事業内容	実施時期		
				短期	中期	長期
a	富士見通線	0.3	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。また、市役所バス停から市役所までの経路は重点的に整備します。 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善など視覚障害者の案内・誘導の充実を図ります。 			
b	朝見北石垣線	0.4	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。特に、別府公園駐車場の乗り入れ部については、通行帯の平坦性を確保します。 ・別府公園入口のグレーチングは、幅の狭いものに付け替えます。 			
c	別府駅前原線 (青山通り)	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善など視覚障害者の案内・誘導の充実を図ります。 ・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。 			
d	山田関の江線	0.4	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロック付近の障害物を移動・撤去します。 			
e	別府停車場線 (駅前通り)	0.5	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。特に、歩道と車道の段差の改善を重点的に行います。 ・視覚障害者誘導用ブロックを再配置して、連続性を確保します。 ・タクシー乗り場付近のグレーチングは、幅の狭いものに付け替えます。 ・路上の障害物の整理を行います。 			
f	松波町～下八坂町線	0.3	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持管理を徹底して快適な歩道空間を引き続き確保します。 			
g	国道10号	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。 ・視覚障害者誘導用ブロックの連続性を確保するとともに色を黄色に統一します。 			



急勾配な歩道



歩道の段差

補完経路

	路線名	延長 km	事業内容	実施時期		
				短期	中期	長期
1	富士見通線	0.3	・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。			
			・視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善など視覚障害者の案内・誘導の充実を図ります。			
2	野口原実相寺 公園道路	0.3	・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。			
			・市役所バス停から市役所までの経路は重点的に整備します。			
			・バス停においてバスが正着できるように車道部の舗装を修繕し乗りやすいバスベイの形状に整備します。			
3	日の出国分町線 (ソルパセオ銀座)	0.3	・グレーチングを、幅の狭いものに付け替えます。			
			・夜間の安全性を考えた照明、休憩できるベンチなどを設置します。			
4	魚住町東立田町線 (弥生銀天街)	0.3	・グレーチングを、幅の狭いものに付け替えます。			
			・夜間の安全性を考えた照明、休憩できるベンチなどを設置します。			
5	国道 10 号 (北浜交差点)	0.1	・国道 10 号横断部については、昇降機付きの立体横断施設の設置を検討します。			
6	北浜埋立 9 号線	0.1	・歩道幅員の確保が難しいため、カラー舗装などにより歩行空間の確保を図ります。			



国道 10 号横断地下道



破損した歩道端

【地区：亀川駅周辺地区】

【事業者：大分県、別府市】

特定経路

	路線名	延長 km	事業内容	実施時期		
				短期	中期	長期
a	古市湯ノ森線	0.3	・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。			
			・視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善を図ります。			
			・案内・誘導を充実させます。			
			・歩道未設置区間において、歩道の新設を図ります。			
b	上別府病院線	0.1	・自動車の乗り入れ部において歩行者の通行帯の平坦性を確保します。			
			・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。			
			・視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善を図ります。			
c	東西自由通路	0.1	・駅の東西を結ぶ東西自由通路を新設します。			
			・上下移動施設として、エレベーターを設置します。			

補完経路

	路線名	延長 km	事業内容	実施時期		
				短期	中期	長期
1	上別府病院線	0.4	・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。			
			・視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善を図ります。			
			・案内・誘導を充実させます。			
			・歩道未設置区間において、歩道の新設を図ります。			
2	鉄輪亀川線	0.9	・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。また、安全に歩行できる空間の確保を図ります。			
			・グレーチングが集中する歩道部は、安全で安心できる歩行空間を形成します。			
			・視覚障害者誘導用ブロックの設置・再配置を図ります。			
			・路上の障害物の整理を行います。			
3	亀川別府線	0.2	・路上の障害物の整理を行います。			
			・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などを改善し、歩道の平坦性を確保します。また、安全に歩行できる空間の確保を図ります。			
4	亀川団地1号線	0.1	・平坦性が確保され、移動円滑化された歩道の新設を図ります。			

2) 駅前広場（別府市）

基本的な整備方針

別府駅前広場は、駅舎とともに、リニューアルを予定しており、交通バリアフリー法に基づき移動円滑化を図っていきます。また、亀川駅については、現在の駅前広場を大規模に改築し、東西自由通路の設置などを早期に実施します。

駅別の事業内容と概ねの実施時期

【地区：別府駅前広場】

【事業者：別府市】

基本的な整備方針	項目	内容	実施時期			備考
			短期	中期	長期	
a. 移動しやすい経路 シームレスな乗り継ぎが可能なスムーズな移動空間を形成します	シェルター	・バス・タクシーから鉄道へ乗り継ぐ経路上には、全天候型のシェルターを設置します。				
	歩道	・歩道の段差、勾配、路面の凹凸などの改善を行い、移動円滑化を図ります。				
		・駅前広場と市街地部の接続部に関しては、段差のない歩行動線を確保します。				
	駐輪場	・放置自転車対策として、駐輪場を整備します。				
b. わかりやすい誘導案内設備 観光客や外国人など地域外の人々にもわかりやすい案内・誘導の提供を図ります	案内・誘導	・適切な位置に配慮し、視覚障害者誘導用ブロック、点字サイン、音声サインなどの設置や改善を行い案内・誘導サインのネットワーク化を図ります。				
	情報提供	・交通機関の乗降場所や目的施設の案内などを視覚情報・聴覚情報としてわかりやすく提供していきます。				
	サイン表記	・案内・誘導に関する表記については、観光客や外国人にもわかりやすいように、文字やピクトグラムを工夫します。				
c. 使いやすい施設・設備 安全に使いやすく、誰もが利用できる施設・設備の整備を図ります	車椅子乗降スペース	・車椅子乗降スペースを西口、東口ともに駅舎出入口に近いところに設置し、アクセシビリティを高めます。				
	バス停・タクシー乗り場	・一般歩行者と交錯しないように、空間の機能分担を明確にし、快適に乗降できるようにします。				
	休憩施設	・待ち合わせの場、交流の場として、休憩できる椅子などの施設を設置します。				

【地区：亀川駅前広場】

【事業者：別府市】

基本的な整備方針	項目	内容	実施時期			備考
			短期	中期	長期	
a. 西口駅前広場 東西自由通路新設に伴って西口駅前広場を新設します	西口駅前広場	・西口駅前広場を新設します。				
b. 移動しやすい経路 シームレスな乗り継ぎが可能なスムーズな移動空間を形成します	通路	・東西を連絡する通路を設置します。				
	上下移動施設	・駅前広場から東西自由通路へのアクセスを確保するため、エレベーターを設置します。				
	歩道	・安全で快適な歩道を新設します。				
		・駅前広場と市街地部の接続部に関しては、段差のない歩行動線を確保します。				
駐輪場	・放置自転車対策として駐輪場を整備します。					
c. わかりやすい誘導案内設備 観光客や外国人など地域外の人々にもわかりやすい案内・誘導の提供を図ります	案内・誘導	・適切な位置に配慮し、視覚障害者誘導用ブロック、点字サイン、音声サインなどの設置や改善を行い案内・誘導サインのネットワーク化を図ります。				
	情報提供	・交通機関の乗降場所や目的施設の案内などを視覚情報・聴覚情報としてわかりやすく提供していきます。				
	サイン表記	・案内・誘導に関する表記については、観光客や外国人にもわかりやすいように、文字やピクトグラムを工夫します。				
d. 使いやすい施設・設備 安全に使いやすく、誰もが利用できる施設・設備の整備を図ります	車椅子乗降スペース	・車椅子乗降スペースを西口、東口ともに駅舎出入口に近いところに設置し、アクセシビリティを高めます。				
	バス停・タクシー乗り場	・一般歩行者と交錯しないように、空間の機能分担を明確にして、快適に乗降できるようにします。				
	休憩施設	・待ち合わせの場、交流の場として、休憩できる椅子などの施設を設置します。				

5-4 特定事業における留意事項

(1) 沿道施設への対応

一体的なバリアフリー化を実現するには、旅客施設から通路、通路から道路、道路から沿道施設（建築物、公園、観光施設）へ移動が連続的に円滑化されなければなりません。交通バリアフリー法では、道路までのバリアフリー化を規定しています。しかし、道路から沿道施設との連続性が確保されてはじめて移動円滑化された経路が確保されたこととなります。そこで、建築物の側のハートビル法に基づくバリアフリー化と連携して旅客施設、歩道、建築物等の一体的なバリアフリー対応を推進していくために、平成16年10月に交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化の促進に関する基本方針」が変更され、建築物も含めた一体的なバリアフリー対応についての配慮を明確化することとされました。

以上を踏まえ不特定多数の利用が見込まれる商店街などの店舗に代表される建築物や観光施設、また、ハートビル法の対象ではない公園などの都市施設を含めた沿道施設と歩道の一体的なバリアフリー化を目指し、歩道側の改良時、また逆に沿道施設側の改築時、新築時において、関係者間で十分な調整を図り、出入口における段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、排水施設の適正な配置などを図ります。



一体的なバリアフリー化のイメージ（国土交通省資料より）

5-5 ソフト施策に向けた方針

(1) 方針

ソフト施策に関しては、行政の横断的な取り組みが必要とされるため、施策メニューと関係機関の整理により役割分担を明確にします。

また、行政だけではなく、交通弱者である身体障害者や高齢者を含めた市民、商店街や地域、NPOなどの組織、ホテル・旅館等の民間企業が協働することが重要です。行政としては、主体的な取り組みを図る市民・団体を支えるといったサポート体制を整え、自立的な市民社会ができ、こころのバリアフリーの芽が育つ環境づくりを推進していきます。

(2) 施策メニューと主体

バリアフリーの環境整備に向けてワークショップで指摘のあったソフト施策のメニューとその実施主体を以下に整理します。

施策テーマ	ソフト施策メニュー	役割分担（主体）					
		市	国	県	事業者 公共交通	公安委員会	学校 (教育委員会)
啓発・広報	広く市民を対象とした啓発・広報活動の実施						
	・交通バリアフリーに関する情報の提供（ホームページ、広報紙・メールマガジン等）						
	ボランティア活動等の推進を目指す						
	・ボランティア育成講座の開催						
	観光情報との情報の共有						
	・各種観光情報にバリアフリー情報（移動経路、優良店、トイレ）などの追加						
教育・育成	学校教育との連携						
	・小、中学校のバリアフリーに対する学習（社会科学習、総合的学習、福祉読本などの活用）						
福祉	・各種福祉制度をわかりやすくまとめた冊子に交通バリアフリーの情報を掲載						
生活環境	移動、交通対策の推進						
	・路上障害物に対する監視撤去（迷惑駐車、放置自転車、はみ出し看板や商品）やマナー向上に向けた広報（駐車マナーなど）						
	・障害者対応の交通機関（リフト付タクシーなど）に対する補助						
	・交通情報（ノンステップバスの情報、駅・バス停でのバリアフリー情報の充実）						
	・バリア通報の受付窓口						
文化	・祭り、イベントなどでの交流促進						

役割分担表

5-6 バリアフリー化事業推進システム

(1) バリアフリー化事業のマネジメントサイクル

バリアフリー化事業の推進にあたっては、各事業者及び管理者の協力・連携が必要です。

また、事業の推進にあたっては、今後の社会情勢の変化、市街地の開発動向により、新たなバリアが発生したり、バリアが変化していく可能性があります。

そこで継続的な取組みを図り、弾力的な基本構想の運用を図るために、事業の計画から実施、そして評価に至るプロセスが必要です。

特定事業計画の作成時には、各事業者間の協議・調整、また市民・専門家の意見の反映、バリアフリー化事業実施時には、事業に対する市民の協力と理解、事業完了時には、事業の評価による課題・改善策の検討、そして場合によっては、弾力的に計画の見直しを行います。

この一連のプロセスをスムーズに進めるためには、全体を管理する組織が必要となります。

そこで、基本構想策定のために組織した事業者連絡調整会議を策定後も継続的に実施し、各事業者の事業の進捗状況の確認や調整・協議、情報交換の場としての役割を担わせ、計画、実施、評価、見直しの一連のプロセスが円滑に行われるように機能させます。

また、計画、実施、評価、見直しの各段階においては、情報の公開、市民の参加を行い、市民の声を反映することで、ユーザーである市民に対する説明責任を果たし、透明性・客観性の高い効果的・効率的な施策、事業の展開を図ることを目指します。

